

令和3年11月18日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和3年11月17日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ひばり歯科医院                                    |
| (2) 所在地      | 千葉県野田市光葉町二丁目22番5号                          |
| (3) 開設者      | 加藤 哲夫                                      |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和3年11月19日                                 |
| (5) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名      | 加藤 哲夫（54歳）                         |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和3年11月19日                         |
| (3) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第81条第1号及び第3号 |

### 【行政処分に至った経緯】

医療費通知を見た患者等から診療日数が実際と異なり、通院していない日又は通院していない月に診療報酬の請求がある旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、全歯に複合レジンの充填を行い、診療が終了した後、2、3か月で再初診とし、再度全歯に複合レジンの充填を行い診療報酬を繰り返し請求している事例が多数確認された。これらの請求について、当該歯科医師から請求に誤りがあったかもしれない旨の回答があったことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、架空請求及び診療日数の付増請求が強く疑われたことから、指導を中止し、令和2年12月から令和3年5月まで合計6日間の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

**【行政処分 of 主な理由】**

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

**【診療報酬の不正請求額】**

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	123件
不正請求額	2,130,094円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。